

◆パートナーシップの宣誓により利用できる小清水町の行政サービス

令和6年4月1日時点

制度・手続きの種類	内容	お問い合わせ先
町営住宅への入居 (特定公共賃貸住宅含む)	パートナーとの入居申請をすることができます。 (入居資格の要件を満たす必要があります。)	建設課建設係 ☎62-4475
犯罪被害者等見舞金	配偶者と同様にパートナーも遺族見舞金の支給を受けることができます。	町民生活課住民活動係 ☎62-4472
両親学級	パートナーも両親学級に参加することができます。	保健福祉課子育て支援係 ☎62-4473
災害見舞金	配偶者と同様にパートナーも災害見舞金の支給を受けることができます。	保健福祉課福祉介護係 ☎62-4473
家庭介護用品給付事業	配偶者と同様にパートナーも家族介護者として介護用品の給付を受けることができます。	保健福祉課福祉介護係 ☎62-4473

※上記の手続きは、いずれもパートナーシップ宣誓書受領証の提示が必要です。

※町営住宅への入居などの一部のサービスについては、利用等の判定の際にパートナーの所得も算入されるため、サービスの利用に影響が出る場合があります。